

座間市教育委員会 5 月定例会会議録

1 開 会 日 令和 7 年 5 月 1 4 日（水）

2 場 所 座間市役所 5 階教育委員会室

3 出席委員 教育長 木島 弘
教育長職務代理者 北村 美奈子 委員 有山 周一
委員 馬場 悠男 委員 升水 由希

4 出席職員 教育部長 高木 力 教育総務課長 冠 秀一
学校再編推進担当課長 齊藤 純 就学支援課長 高田 光弘
保健給食担当課長 古場 修 教育指導課長 下斗米 淑子
教育研究所長 本多 宏之 生涯学習課長 郡司 勉
図書館長 飯田 京子

5 書 記 教育総務係長 菅野 修平 教育総務課主事 岡崎 郁弥

6 開会時刻 午前 9 時 3 4 分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	1 6	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長	承認
2	1 7	座間市学校運営協議会委員の任命について	教育指導課長	承認
3	1 8	座間市教育支援委員会委員の委嘱について	教育研究所長	承認
4	1 9	座間市立図書館協議会委員の委嘱について	図書館長	承認
5	2 0	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認
6	2 1	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	7	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—

8 閉会時刻 午前 1 0 時 1 8 分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。
お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は 5 月 1 4 日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第 2 1 条第 2 項の規定により、会議録署名委員に
有山委員と馬場委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 4 月 9 日（水）教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場委員、升水委員出席です。

4 月 1 1 日（金）定例教頭会議、教育長出席です。

同日、教務担当者会議、教育長出席です。

4 月 1 4 日（月）臨時校長会議、教育長出席です。

4 月 1 5 日（火）県市町村教育委員会連合会役員会及び総会、オンラインで行われました。教育長職務代理者出席です。

4 月 1 6 日（水）全国消防長会関東支部消防職員意見発表会、教育長出席です。これは座間市消防本部警防課、消防司令補の柵木景子さんが全国消防長会関東支部消防職員意見発表会に出場されるため、事前発表会が開催されましたので、私も出席し感想を述べさせていただきました。

その後、4 月 2 5 日（金）に長野県で開催された第 4 8 回全国消防長会関東支部消防職員意見発表会において、「未来を掴む挑戦心」というテーマで約 5 分間の発表をされ、最優秀賞を受賞されました。

次は、5 月 3 0 日（金）に広島県で開催される第 4 8 回全国消防職員意見発表会に出場されます。座間市初の女性消防職員として採用された方が全国に知れ渡ることは、素晴らしいことだと思いました。

同日、市民芸術祭絵手紙展、教育長出席です。

同日、市民芸術祭工芸・生活美術展、教育長出席です。

4 月 1 7 日（木）全国学力・学習状況調査、教育長出席です。今年、小学校は国語と算数、中学校は国語、数学、理科が行われ、ひばりが丘小学校、座間中学校、相模中学校を教育指導課長と共に視察しました。特に理科に関しては、C B T といって、C o m p u t e r B a s e d T e s t i n g の略ですが、1 人 1 台端末を使用して

試験を行う方式を取り、パソコン上で回答するものです。人によって質問内容が異なる非常に高度なデータを用いて経年変化を見るようです。今後は、英語でもＣＢＴを行うということですから、徐々に１人１台端末で回答する流れに変わっていくのかと思っております。

４月１９日（土）大風文字書き、座間小学校で行われました。教育長出席です。

４月２３日（水）市長定例記者会見、教育長出席です。

同日、市小学校教育研究会定期総会、教育長、教育長職務代理者、有山委員、馬場委員、升水委員出席です。

４月２４日（木）相模野小学校３年生庁舎見学、教育長出席です。

同日、政策会議、教育長出席です。

同日、県央教育事務所管内教育長会議、教育長出席です。

４月２５日（金）市民芸術祭山野草展、教育長出席です。

同日、市民生委員児童委員協議会総会、教育長出席です。

４月２７日（日）座間市出身声優林勇さん凱旋ＬＩＶＥ、教育長出席です。先日のタウンニュースにも取り上げていただきました。

４月２８日（月）立野台小学校３年生庁舎見学、教育長出席です。

同日、市基地返還等市民連絡協議会役員会及び定期総会、教育長出席です。

４月３０日（水）座間小学校３年生庁舎見学、教育長出席です。

同日、市原水爆禁止協議会役員会、教育長出席です。

同日、県・市町村教育委員会教育長会議、教育長出席です。

５月１日（木）旭小学校３年生庁舎見学、教育長出席です。

５月４日（日）大風まつり、教育長出席です。

同日、わんぱく相撲座間場所、教育長出席です。

５月５日（月）大風まつり、教育長出席です。

同日、市内中学生風掲揚、教育長出席です。

５月８日（木）関東地区都市教育長協議会総会・情報交換会並びに分科会、９日まで東京都北区で行われました。教育長出席です。

５月１３日（火）相模が丘小学校３年生庁舎見学、教育長出席です。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。

２ページの議事運営要領を御覧ください。議案第１６号から第１９号まで、並びに報告第７号は、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議

ございませんか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議なしと認め、議案第16号から第19号まで、並びに報告第7号は非公開といたします。

また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。

それでは、議案第20号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

(高木部長 挙手)

木島教育長 高木教育部長、お願いいたします。

高木部長 それでは、資料13ページを御覧ください。議案第20号について御説明します。
提案理由は、令和7年度座間市一般会計補正予算案、繰越明許費について提案するものです。

14ページを御覧ください。市長からの意見聴取の文書です。

それでは、繰越明許費補正について御説明します。15ページを御覧ください。

No.1 市民文化会館大規模改修事業費は、市民文化会館大規模改修工事について、年度内の事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定し、次年度に繰越すものです。

議案第20号の説明は以上です。

なお、本件について、詳細を担当の郡司生涯学習課長から続けて御説明します。

(郡司課長 挙手)

木島教育長 郡司生涯学習課長、お願いいたします。

郡司課長 本件につきましては、市民文化会館大規模修繕工事に係る外壁タイルの改修における調査において、タイル張替え面積が当初の設計時の予定よりも大幅に増加することが判明いたしました。これにより当初予定しておりました、令和7年度中に改修工事の完了が見込めなくなりました。このことから、令和7年度当初予算額である事業費19億1,808万円について、議会の議決を経て令和8年度に予算を繰越す、いわゆる繰越明許という事務処理をする必要が生じました。

つきましては、座間市議会第2回定例会の開会日に即決という形でお諮りをさせていただくものです。

今回の件に伴いまして、工事期間が概ね4か月程度延長する見込みでありますので、リニューアルオープンの時期にも影響が出るのが予測されるため、開館を待ちわびておられる市民の皆さまには、広報ざま等を通じて丁寧に周知を図っていくことを考えております。

また、今後につきましては、工事契約の変更等が必要になりますので、適宜対応いたします。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ハーモニーホールに関しては、教育委員も大変関心があるかと思います。郡司生涯学習課長の説明等も含めて、御質問等ございますか。

木島教育長 工事期間が4か月程度延長するということですが、予定では何月頃に完了する見込みなのか教えてください。

郡司課長 工事期間が4か月延長することに伴い、来年6月中旬頃まで工事を行う予定です。その後、7月に業者を交えて、滞りなく工事が完成されているかの確認調査等を経まして、8月から10月末までの3か月間、ハーモニーホール内の資機材の準備等を整え、オープンの準備を日々行っていく予定でおります。

つきましては、来年11月にリニューアルオープンをする運びと考えております。

木島教育長 ありがとうございます。リニューアルオープンを待ちわびている市民の方が多いのかと思いますので、丁寧な説明をしていただきたいと思います。

木島教育長 他はよろしいでしょうか。

御質問等もないようですので、議案第20号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第20号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第21号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

(高木部長 挙手)

木島教育長 高木教育部長、お願いいたします。

高木部長 それでは、資料１６ページを御覧ください。議案第２１号について御説明します。
提案理由は、令和７年度座間市一般会計補正予算案、市長専決報告について提案するものです。

１７ページを御覧ください。市長からの意見聴取の文書です。

これに対し、１８ページのとおり教育長が臨時代理をして、異議なしと回答しました。

それでは、専決補正予算の内容について御説明します。１９ページを御覧ください。

Ｎｏ．１北地区文化センター大規模改修事業費は、北地区文化センター大規模改修工事における外壁改修工事に当たり、下地補修の施工数量の増加のため、変更契約を行う必要が生じたことに伴う増額です。

議案第２１号の説明は以上です。

なお、本件についても、詳細を担当の郡司生涯学習課長から続けて御説明します。

(郡司課長 挙手)

木島教育長 郡司生涯学習課長、お願いいたします。

郡司課長 本件につきましては、北地区文化センター大規模修繕工事費に対し、新たに必要予算措置が生じたことから、さらには、議会を招集する時間的余裕がもてなかったため、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき議会の議決に代わりまして、令和７年４月２４日付けで市長による専決処分を行いました。

この専決処分とは、行政の遅延や延滞を防ぐために例外的な処置として行われる事務処理でございます。

具体的な内容につきましては、外壁工事におきまして、壁を剥がして作業を進めようとしたところ、ひび割れや欠損など工事前に想定していたよりも、その箇所数が多く確認できたため、変更契約の必要が生じたことから１，０５９万４，０００円を増額補正するものです。

時間的余裕がなく専決処分を行った理由としましては、６月末の議決日を待ってから変更内容の工事を着手いたしますと、作業の進捗が約１か月程度滞ってしまい、工期延長によりリニューアルオープンに支障が生じてしまう恐れが高かったことが理由です。

本件の工事におきましては、令和６年１１月から工事業者が立ち入って作業を開始

いたしまして、令和7年11月上旬には工事が終了し、明渡しが行われる予定です。

明渡し後に施設内の開館の準備等を行いまして、リニューアルオープンは令和8年1月頃から貸館を行う予定で考えております。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。北地区文化センターにつきましても、市民の方はリニューアルされる時期を楽しみにされていて、その間は、他の施設を使いながら活動されていますので、丁寧な説明をしていただきたいと思います。

木島教育長 ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 ハーモニーホールと北地区文化センターは工事をしている中で、新たな予算措置が必要となりましたが、業者は実際に壁を見て、当初の時点で劣化の進み具合などを読取ることは難しかったのでしょうか。

工事をしていく中で、アスベストがあるとか、想定よりも劣化が進んでいたとか、そういった状況が判明するということにならざるを得ないのでしょうか。

郡司課長 教育長から御説明いただいたとおりで、設計時点におきましては、外観を見て見込みを立て、工事の期間や費用の算出をしておりますが、実際にその壁を剥がしてから想定よりもひび割れや欠損箇所が当初よりも多く発見されるとか、アスベストは今回非飛散性ということで飛散しないタイプのものでしたが、そういったものが出てくるとどうしても事後対応になってしまい、今回のようなケースが発生してしまいます。

木島教育長 分かりました。ただいまの件につきまして、他に御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第21号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第21号は承認いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。ここからは、非公開案件の審議に移ります。

(議案第16号「座間市教育委員会職員の人事について」、議案第17号「座間市学校運営協議会委員の任命について」、議案第18号「座間市教育支援委員会委員の委嘱について」及び議案第19号「座間市立図書館協議会委員の委嘱について」、並びに報

告第7号「県費負担教職員の任用について」は非公開)

木島教育長 本日の案件は以上です。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 机上に配付した資料を御覧ください。令和7年座間市議会第2回定例会で報告する案件です。

本件は、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものです。

事故発生日時は、令和6年6月5日午後1時50分頃、事故発生場所は、座間市立相武台東小学校です。

事故の状況は、相武台東小学校のグラウンドで体育ティーボールの学習中、打撃練習をしていた児童の振ったバットが、ボールを集めていた相手方の子に当たり、負傷させたものです。

和解の内容は、損害賠償の額25万7,776円を市が負担することで、令和7年4月25日に専決処分したので報告するものです。

報告は以上です。

木島教育長 ありがとうございました。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 下斗米教育指導課長、相武台東小学校の再発防止策の一部を紹介していただいてもよろしいでしょうか。

下斗米課長 相武台東小学校も含め、市内小・中学校の再発防止策について御説明いたします。

まず学校長宛てに、学校事故情報の共有として教育委員会から通知しております。その中で、今回発生した事故の概要やどのような状況で発生したのかの情報共有と合わせて、安全対策の徹底について依頼しました。例えば、体育の单元開始前に、学年全体で活動場所や使用用具、指導内容など安全配慮が十分になされているか等指導計画の見直し、改善を行うことです。

また、体育安全上の留意点を教育指導課でまとめました。まとめた内容のデータを市内小・中学校に共有しております。データに書かれている留意事項を各校が確認し

た上で指導を実施し、さらに安全配慮に必要な内容があれば、各校で留意事項に追記してもらい、安全対策の精度を高めていくことを周知、依頼しております。

国からの重大事故の情報や各種事故情報を各校に共有すること、また、校内で発生したヒヤリハット事例についても校長会等で積極的に情報共有し、重大事故が発生する前に対策を講じられるよう、安全対策の徹底をしております。

木島教育長 ありがとうございます。そのような形で各校に実施していただいているのは、心強く思います。

木島教育長 他は、よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和7年6月11日（水）午前9時30分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会5月定例会を閉じさせていただきます。